地下水等併用水道使用者への指導基準

Ⅲ　地下水等併用水道使用者への指導基準

1　趣　旨

地下水等併用水道の設備は、水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号』第３条第９項）に規定する給水装置ではないが、その使用実態から上水道管内の停滞水による水質悪化が懸念されることや使用水量が急増した際の赤水発生の可能性など水質上の問題を生じる恐れがあるため、この基準により指導する。

なお、この指導基準に定めのない事項については、「Ⅰ　給水装置工事施行基準」（本編）に準ずる。

2　対　象

１．地下水等併用水道とは、本市の供給する水道水を地下水等の補給水として利用可能な設備で、配水管への取付口における給水管口径が 25㎜ 以上のものとする（条例第 31 条の２第１項）。これに掲げるもののほか、管理者が別に定める要件として、配水管への取付口における給水管口径と各戸又は各箇所のメーター口径が異なる場合については、次のいずれかに該当するものをいう。（施行規程第 22 条第２号）

ア）メーター口径が 25㎜ 以上のもの

イ）メーター口径が 20㎜ 以下であって、受水タンク以下装置の子メーター又は直結給水の集合住宅の各戸メーターに該当するもの。この場合において集合住宅には、居住の用に供さないものも含む。

２．この章において「地下水等」とは、地下水、河川水、温泉水、雨水、工業用水、下水再生水、海水等で、神戸市水道条例による供給以外の水源をいう。

３．この章において「水道水補給水」とは、管理者が次に掲げる事態が発生した場合に地下水等併用水道を設置している使用者のために本市の水道事業により供給すべき水であって、当該事態が発生していない場合においてはその事態の発生に備えて管理者において確保することが要求されているものをいう。

（１）地下水等の水質の悪化

（２）地下水等の枯渇又は減少

（３）地下水等併用水道の補修

（４）前３号に掲げるもののほか、地下水等の利用ができなくなる事態又は地下水等の利用が制限される事態

＜解説＞

１．地下水等併用水道の対象は、給水管の引込口径が 25㎜ 以上のものとするが、引込口径とメーター口径が異なる場合、子メーターや各戸メーターは引き込み口径を優先して対象となり、その他の場合は、メーター口径が 20㎜ 以下は対象外となる。

２．水道水を地下水等の補給水として利用するものとは、地下水等の水質悪化、枯渇又は減少、設備の補修のほか地下水等の利用ができなくなる事態又は利用が制限される事態に、水道水を水道水補給水として利用するものをいう。

地下水等併用水道の増設・改造とは、計画使用水量に関わる設備の増設・改造をいう。

3　地下水等併用水道に関する手続き

地下水等併用水道の設備を新設・増設・改造するときは、以下の手続きが必要となる。
（1）地下水等併用水道使用計画書兼誓約書（第 17 号様式）による届出を給水装置工事の申込を行う日までに当該担当課へ提出すること。（施行規程第 23 条）
（2）地下水等併用水道を使用して給水を開始する日までに、固定費負担に関する協定を水道局と締結するか、施行規程第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する申請書を当該担当課へ提出すること。

＜解説＞

1．上記手続きにかかる「当該担当課」とは水道局配水課とする。
2．手続きに際しては、水使用計画等が分かる資料をもって、事前に当該担当課と十分に協議すること。
3．地下水等併用水道使用計画書兼誓約書（第 17 号様式）による届出を提出するにあたり、給水開始日が数年後の予定であるなど、届出内容（施設名称等）が定まっていない場合は、事前協議書を当該担当課に提出することで、給水装置工事の申込み後に届出を提出することができる。ただし、届出内容が定まり次第、届出を行うこと。

4　新規使用者の事前協議

新規使用者（新設・増設・改造するとき）とは、以下の工事を行うものをいい、事前に水道局配水課と協議すること。
（1）現状で設置されていない地下水等併用水道の設備を新たに設けるもの。
（2）現状で既に設置されている地下水等併用水道の施設について計画使用水量に関わる設備の増設、改造を行うもの。

＜解説＞

1．事前協議の個別具体的な内容としては、下記の通りとする。
ア）建築計画（建築年次、水道水使用年次）
イ）概算計画使用水量（水道水補給水を受けない場合の水道水の使用水量、地下水等の使用水量、水道水補給水の使用水量）
ウ）水道水及び地下水等の混合形態
エ）水道水補給水としての利用の有無
オ）協定に関すること
カ）工事負担金に関すること
キ）給水装置の取出し及びメーター口径の決定については、水道水の使用水量及び地下水等への水道水補給水の使用水量が考慮されていること。
ク）受水タンク給水方式とされていること。
ケ）その他
2．確認を受けた書面は、後日指定工事事業者が行う工事申請の際、提出すること。
ただし、給水装置工事申込み時に提出される給水装置工事申請書兼設計書と事前協議の内容が異なる場合は、新たに再協議すること。

5　届出の内容

届出は「地下水等併用水道使用計画書兼誓約書」（第 17 号様式）に基づき記入し、施設図面等の必要書類を添付の上、提出すること。

＜解説＞

1．記載事項は、住所、氏名、施設名称、施設所在地、地下水等併用水道による給水開始日のほか、下記事項とする。

（1）計画使用水量に係る給水人員

（2）計画使用水量に係る居住人員

（3）設備の１日当たり使用時間

（4）設備の年間稼働日数

（5）年間計画使用水量

（㋐「水道水補給水を受けない場合の水道水」、㋑「㋐＋地下水等」、㋒「㋐＋水道水補給水」）

（6）２か月間最大計画使用水量

（㋐「水道水補給水を受けない場合の水道水」、㋑「㋐＋地下水等」、㋒「㋐＋水道水補給水」）

（7）１日最大計画使用水量

（㋐「水道水補給水を受けない場合の水道水」、㋑「㋐＋地下水等」、㋒「㋐＋水道水補給水」）

（8）上記（5）から（7）において、㋑と㋒の数値が異なる場合、その理由

（9）水道水補給水としての利用の有無

2．添付書類

（1）添付書類の平面図、縦断面図は、地下水等の利用状況が判別できる図面とする。

（2）滞留防止措置とは、「採水用給水栓の設置」、「洗浄放水用排水設備の設置」をいう。これらの設備を図面に明示すること。

3．地下水等併用水道の廃止が生じる場合は、「地下水等併用水道廃止届書」（第 18 号様式）により届け出ること。

6　水質の適正管理の内容

地下水等併用水道の新規使用者、既設置使用者、既着手使用者及びその他の関係者へ、給水装置の構造及び材質に適合するとともに、水の汚染防止等必要な措置を十分に行うこと。

＜解説＞

1．給水装置の構造及び材質についての必要な措置

（1）水道使用水量の減少及びその他の事情を考慮して給水管の口径（配水管への取付口、メーター等）を水道使用水量に応じた大きさのものにすること。

（2）水道水の受水タンクへの入水管には越流面から規定の吐水口空間を確保すること。

（3）受水タンクの吐水口までの給水管に採水用給水栓を設置するとともに給水管末端で洗浄放水が容易に行えるよう、排水設備を設置すること。

※流量調整器の設置については、「Ⅰ　給水装置工事施行基準（本編）　２．１　給水装置の構造 13.」、「Ⅱ 受水タンク以下装置指導基準　６．３　流量調整器」による。

2．給水装置からの水の汚染の防止その他の水道施設に係る水質の保持を図るために必要な措置

（1）水道水を長期間停滞させた場合には、使用者が水質を検査するとともに、水質劣化が生じている場合には、必要な措置をとること。（施行規程第 28 条第２号）

（2）地下水等の減量・廃止等により水道水を増量する場合には、使用者は事前に管理者と協議し、その指示に従うこと。（点検・補修等により水道水を増量する場合であっても同様とする。）（施行規程第 28 条第３号）

（3）水道水使用の急増等に伴う赤水等の発生により第三者に損害を与えた場合には、使用者は責任をもって対処すること。（施行規程第 28 条第４号）

（4）給水管内の水質保持のため、最低限必要な流量以上の水道水を流すこと。

（5）受水タンクの越流管は、水道水と地下水等の合計流入量以上を排水する能力を確保すること。

3．地下水等併用水道及び給水装置の水質管理にあたっては、使用者は関係法令を遵守すること。（施行規程第 28 条第１号）

4．権利移転の際には、使用者は継承者に上記１～３の事項を引き継ぐこと。（施行規程第 28 条第５号）

7　固定費負担に関する協定書・申請書

上記、「５　届出の内容」に基づき、計画使用水量（２か月ごとの１～６期）について水道局との協定を締結すること。ただし、施行規程第 29 条第１項第１号及び第２号に該当する場合は申請書の提出でよいものとする。

第17号様式(第23条関係)

※該当欄を☑チェックする

□新規・増設・改造、□使用者の変更、□届出内容の変更、□その他(　　)

地下水等併用水道使用計画書兼誓約書

年　　月　　日

神戸市水道事業管理者　宛

住　所

氏　名(名称)

(代表者名)

神戸市水道条例第31条の3第1項及び第2項の規定により、裏面の水質管理上の遵守事項に誓約のうえ、下記のとおり届け出ます。

記

1. 施設名称

2. 施設所在地　　神戸市　　区

3. 地下水等併用水道による給水開始日　　年　　月　　日

4. (変更後の)計画使用水量、給水を受ける人員等

名　　称			計画使用水量に係る給水人員	計画使用水量に係る居住人員	設備の1日当たり使用時間	設備の年間稼働日数
			人	人	時間	日
(1)　年間計画使用水量			(2)　2か月間最大計画使用水量			
ア．水道水補給水※を受けない場合の水道水の使用水量	イ．「ア」＋地下水等の使用水量	ウ．「ア」＋水道水補給水※の使用水量	ア．水道水補給水※を受けない場合の水道水の使用水量	イ．「ア」＋地下水等の使用水量	ウ．「ア」＋水道水補給水※の使用水量	
m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3	
(3)　1日最大計画使用水量			(1)～(3)においてイとウの数値が異なる場合、その理由			
ア．水道水補給水※を受けない場合の水道水の使用水量	イ．「ア」＋地下水等の使用水量	ウ．「ア」＋水道水補給水※の使用水量				
m^3	m^3	m^3	水道水補給水※としての利用の有無 □　有　・　□　無			

※「水道水補給水」とは、地下水等の水質悪化、枯渇等により利用できなくなる事態に備えて必要な水道水

◎添付書類

(1)　給水装置及び地下水等併用水道の配置状況を明らかにする平面図、縦断面図

(2)　給水装置における水の滞留防止措置を明らかにする図面

(裏面あり)

【注意事項】

(1)　使用者の変更の場合は、上記3は「新たな使用者による地下水等併用水道の給水開始日」を記入のこと。

(2)　神戸市水道条例第31条の3第1項に定める届出事項の変更届の場合は変更事項について記載すること。

◎水質管理上の遵守事項

(1)地下水等併用水道及び給水装置の水質管理にあたっては、使用者は関係法令を遵守すること。

(2)水道水を長期間停滞させた場合には、使用者が水質を検査するとともに、水質劣化が生じている場合には、必要な措置をとること。

(3)地下水等の減量・廃止等により水道水を増量する場合には、使用者は事前に管理者と協議し、その指示に従うこと。（点検・補修等により水道水を増量する場合であっても同様とする。）

(4)水道水使用の急増等に伴う赤水等の発生により第三者に損害を与えた場合には、使用者は責任をもって対処すること。

(5)権利移転の際には、使用者は継承者に上記の遵守事項を引き継ぐこと。

第18号様式(第25条関係)

地 下 水 等 併 用 水 道 廃 止 届 出 書

年　　月　　日

神戸市水道事業管理者　宛

住　所
氏　名(名称)
(代表者名)

神戸市水道条例第31条の3第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 施設名称

2. 施設所在地　　神戸市　　区

3. 廃止日　　年　　月　　日